

令和8年度

小規模農家等グループ支援事業のご案内

丹波市は、市内で営農する小規模農家等に対し、農業用機械の取得及び更新の負担軽減を図るとともに、農家間の連携を深めることにより効率的な農業経営の実現を目指すため、農業者グループを対象とした、水稻栽培に用いる農業用機械の購入費の一部を助成する制度を新設しました。

○ 補助対象者

下記の条件をすべて満たす農業者グループ

- ① 3名以上の農業者で構成されており、2親等以内の親族が含まれていないこと。
- ② 全員が本人名義で、「令和8年度水稻生産実施計画書及び営農計画書（作付計画書）」を提出していること。
- ③ 全員が「令和8年度水稻生産実施計画書及び営農計画書（作付計画書）」において、水稻を作付する計画となっていること。
- ④ 「令和8年度水稻生産実施計画書及び営農計画書（作付計画書）」における水稻作付面積の合計が【30a×グループの人数】以上になること。
- ⑤ 集落営農組織・認定農業者・認定新規就農者が含まれていないこと。

○ 補助対象機械（1事業年度1機械のみ対象）

農業者グループ全員の農地で、水稻栽培のために使用する

トラクター・田植機・コンバイン・水田用除草機

※水田用除草機とは、水稻の条間・株間を除草する乗用の機械のこと

○ 補助率・上限額等

<男性のみの農業者グループ>

人数	新品			中古		
	3人	4人	5人～	3人	4人	5人～
補助率	1/4					
上限額	70万円	80万円	90万円	35万円	40万円	45万円
購入費下限	30万円					

<女性を含む農業者グループ>

人数	新品			中古		
	3人	4人	5人～	3人	4人	5人～
補助率	1/4					
上限額	80万円	90万円	100万円	40万円	45万円	50万円
購入費下限	30万円					

※中古機械の場合、製造年月が令和5年4月以降であり、購入先が農機具販売店であること。

○ 申請期間・採択方法

令和8年5月20日(水)～【先着順 ※予算がなくなり次第終了します。】

○ 申請方法

下記の提出書類を窓口または郵送にて提出してください。
詳しくはホームページをご確認ください。



◇提出書類

- ・ 補助金交付申請書
- ・ 収支予算書
- ・ 事業計画書
- ・ 誓約書
- ・ 見積書（2者以上）
- ・ カタログ
- ・ 消費税及び地方消費税の取扱いについて 等

◇提出先

〒669-4192 丹波市春日町黒井 811 番地 丹波市農林課（TEL：0795-74-1465）

○ その他注意事項

- ・ 令和9年3月31日までに事業を完了する必要があります（事業の流れ⑥）。
- ・ 導入機械の契約、支払、動産保険の契約はすべて代表者名義で行う必要があります。
- ・ 導入機械について、耐用年数期間（新品であれば7年間）は、農機具共済等の動産保険への加入が必要です。
- ・ 導入機械の耐用年数以内に、農業者グループの構成員は、導入機械と同種の機械を新たに導入することはできません。
- ・ 導入機械の耐用年数以内に、補助金の交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸し付け、処分又は担保にすることはできません。
- ・ 導入機械の耐用年数以内に、農業者グループの構成員が離農・死亡した場合、後任の農業者を選定する必要があります。
- ・ 令和11年度までは農業者グループにおいて、「水稻生産実施計画書及び営農計画書（作付計画書）」の水稻作付面積の合計が【30a×グループの人数】以上になる必要があります。
- ・ 導入機械の耐用年数以内に、別の農業者グループに所属し、本事業を活用することはできません。
- ・ 利用実績報告を3年間、提出いただきます。
- ・ 補助金交付後に要件を満たさないことなどが判明した場合は、補助金の返還を求めることがあります。

○ 事業の流れ

- ①申請書類を提出
- ②交付決定通知書を受け取る
- ③機械を発注
- ④機械納品・市担当者による機械検査（機械使用前）
- ⑤機械代金支払
- ⑥実績報告書類・補助金請求書を提出（令和9年3月31日まで）
- ⑦市より補助金振込